

岩手大学教務委員会規則

令和2年9月24日 制 定

令和7年2月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、岩手大学教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教育の実施（内部質保証を含む。）に関する事
- 二 教育の評価に関する事
- 三 教育の改善に関する事
- 四 学位の授与に関する事
- 五 教育課程の編成に関する事
- 六 大学間連携に関する事
- 七 高大連携に関する事
- 八 その他教育に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教育を担当する理事又は副学長
- 二 国際教育センター長
- 三 地域協創教育センター長
- 四 各学部の副学部長 各1名
- 五 各学部教務（学務）委員会委員長
- 六 教学マネジメントセンター副センター長
- 七 教学マネジメントセンター専任教員
- 八 学務部長
- 九 その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第3条第4号及び第5号委員のうち各学部1名以上の出席がなければ会議を開催することができない。なお、第3条第4号及び第5号委員の代理出席を認めるものとする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、特定の事項を審議するため、専門委員会を置く。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。